

201X 1/22

5 経済 13版

【第三種郵便物認可】

家族が亡くなった際、上場株式や投資信託など金融商品が遺産として残ることもあるだろう。遺言書がない状況で相続するには、遺族間で分割方法を話し合い、誰がどの銘柄をどれだけ受け取るかについて合意する必要がある。

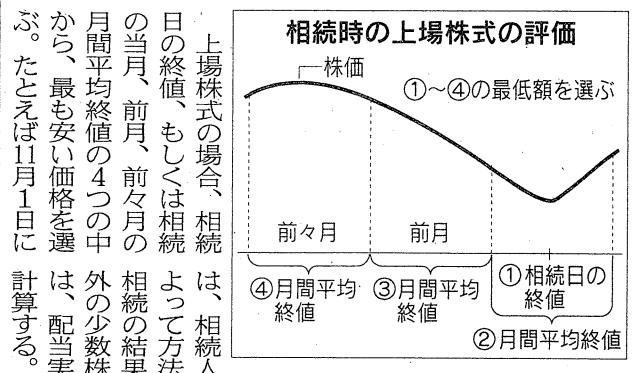
## 相続のいろは

ミニ知識 ③

### 株式や投信の遺産相続

合意後は遺産分割協議書にまとめ、口座を管理していく証券会社に提出する。証券会社は書類の内容に従って、各相続人の口座に株式や投信を移す。故人と同じ証券会社に相続人が口座を持つていらない場合は、新規に開かなければならぬ。相続税を支払うには価値を評価することになるが、短期間で株価が急伸した場合には不公平が生じかねない。このため、幅を持たせた評価方が採用されている。

## 分割合意後に口座移管



上場株式の場合、相続日の終値、もしくは相続の当月、前月、前々月の月間平均終値の4つの中から、最も安い価格を選ぶ。たとえば11月1日に

株式を相続し、この日の終値が9、10、11月の月間平均終値のいずれよりも安ければ、1日の終値で評価することになる。

非上場株式は、相続人の立場などによって方法が分かれれる。相続の結果、支配株主以外の少數株主となる場合は、配当実績などを元に計算する。(随時掲載)